

議案第八十三号

港区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則について

令和六年十二月二十三日

港区教育委員会

令和6年12月23日
教育委員会議案資料 No. 4

港区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則新旧対照表	
改正案	現行
(前略) 第三条 新たに条例第十四条第一項の職員たる要件を具備するに至った職員は、港区人事庶務システム（職員の勤務の状況等の管理に関する事務を電子計算組織によつて処理するシステムをいう。次項において同じ。）に所要事項を入力するとともに、当該要件を具備していることを証明する書類（電磁的記録を含む。次項において「証明書」という。）を提出することにより、その実情を速やかに所属長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員について、条例第十四条第一項の職員たる要件に係る事実に変更のあった場合についても、同様とする。 2 前項の規定にかかわらず、港区人事庶務システムによる届出により難しい場合は、住居届（第一号様式）に証明書を添付して届け出ることができる。 (後略)	(前略) 第三条 新たに条例第十四条第一項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届（第一号様式）により、その実情を速やかに所属長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員について、条例第十四条第一項の職員たる要件に係る事実に変更のあった場合についても、同様とする。 (後略)

付
則

この規則は、令和七年一月十四日から施行する。

港区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則について

審議内容

港区人事庶務システムの更新に伴い、幼稚園教育職員の給与に関連する手当等の届出を紙面の提出による申請方式から、港区人事庶務システムへの所要事項の入力による電子申請方式に変更するため、規則を一部改正します。

※「港区人事庶務システム」とは職員の勤務の状況等の管理に関する事務を電子計算組織により処理するシステムを言います。

1 趣旨

港区人事庶務システムの更新により、各種手当について電子的な届出が可能となります。本案は住居手当の届出について、住居届等を紙面で提出する方法から港区人事庶務システムへの所要事項の入力による電子的な届出の方法に変更するため、規則の一部を改正するものです。

2 主な改正内容

第3条第1項中の住居手当の支給に関連する届出の文言について、港区人事庶務システムに所要事項を入力する届出によるものとする文言に改めます。

また、第2項に港区人事庶務システムでの届出により難い場合の届出に関する文言を加えます。

3 施行期日

令和7年1月14日

港区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則（案）

港区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則（平成十二年港区教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「職員は、」の下に「港区人事庶務システム（職員の勤務の状況等の管理に関する事務を電子計算組織によって処理するシステムをいう。次項において同じ。）に所要事項を入力するとともに、」を加え、「を添付して、住居届（第一号様式）により」を「（電磁的記録を含む。次項において「証明書」という。）を提出することにより」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、港区人事庶務システムによる届出により難しい場合は、住居届（第一号様式）に証明書を添付して届け出ることができる。

付 則

この規則は、令和七年一月十四日から施行する。